

## ◎ 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例中改正に係る パブリック・コメント手続の実施について

### 1 意見募集の趣旨

定日ごみ集積所や集団資源回収に排出されたごみや資源物が持ち去られることで、個人情報の不正取得やプライバシーの侵害等の問題が生じるおそれがあります。

また、持ち去り行為者がごみの中から必要なものを取り出した後に不法投棄を行う場合や、持ち去ったごみを溜め込むことで、いわゆる「ごみ屋敷」の原因となり、近隣住民の生活環境の保全に支障をきたしている場合もあります。

本市では、令和2年7月1日から「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」第24条の2により、ごみや資源物の持ち去り行為を禁止しており、違反した場合は、同条例第49条に基づき過料に処することとしています。

一方で、周辺自治体では既に持ち去り行為に対する規制が強化されており、本市としても、これらの自治体との均衡を保ち、広域的な対策を講じる必要があります。

このような状況を踏まえ、ごみや資源物の持ち去り行為について厳罰化することを予定しております。

つきましては、改正する条例に対し、パブリック・コメント手続を実施します。

### 2 意見募集期間

令和7年10月10日（金）～10月31日（金）

### 3 改正案の概要

ごみや資源物の持ち去り行為に対する罰則を強化し、現行の5万円以下の過料から20万円以下の罰金へと引き上げます。また、持ち去り行為者に加え、その法人等に対しても同様の罰則を定めることで、違反者に対する抑止力を一層高めます。

### 4 今後のスケジュール

令和7年10月 パブリック・コメント手続

令和8年3月 市議会へ条例改正議案を提出

令和8年10月1日 条例施行予定